

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和6年8月22日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地		株式会社GSユアサ 取締役社長 阿部 貴志 電話番号：075-312-1211					
主たる業種	蓄電池製造業	細分類番号	2 9 5 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境マネジメント活動によって、省エネルギー活動を展開し、温室効果ガスの削減を行なう。CO2排出量(総量)を2025年度(令和8年度)に2018年度比15%以上削減する。						
計画を推進するための体制	事業所長を委員長とする環境管理委員会で計画および月次管理を行い、また専門委員会(エネルギー委員会)活動を通じて温室効果ガス削減活動を展開する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	71,725.3 トン	44,265.3 トン	45,404.5 トン	45,105.1 トン	-37.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	69,241.4 トン	44,265.3 トン	45,404.5 トン	45,105.1 トン	-35.1 パーセント	
	目標の根拠	京都事業所において、令和3年(2021年)11月より関西電力(株)と締結している再エネECOプランの契約を継続する。 一方で、省エネ施策として、高効率機器を導入する。機器の適正な運用管理に努める。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産額：億円)	41.08	21.90	21.85	21.65	-46.93 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	CO2排出量に大きく影響する生産額を原単位として設定する。 また、省エネ施策として、高効率機器を導入する。機器の適正な運用管理に努める。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		62 パーセント	62 パーセント	62 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高効率機器を導入や、機器の適正な運用管理等、省エネルギーに繋がる施策を引き続き検討する。事業所の再エネ導入の拡大に努める。					
	令和6年度	高効率機器を導入や、機器の適正な運用管理等、省エネルギーに繋がる施策を引き続き検討する。事業所の再エネ導入の拡大に努める。					
	令和7年度	高効率機器を導入や、機器の適正な運用管理等、省エネルギーに繋がる施策を引き続き検討する。事業所の再エネ導入の拡大に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社内マイカー通勤利用規定による自動車通勤者抑制の継続					
	上記の措置を採用する理由	現行規定制定後、必要性の少ない社員は制限、または自ずと自動車通勤を控えており、これを継続するのが最も効果的である為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの						
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの						
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費向上バッテリー、新型リチウムイオン電池など、環境貢献製品に注力している。 ・京都市南部クリーンセンター環境学習施設が主催する環境学習プログラムに参画している。 ・廃棄物量を内容ごとに把握すると共に、分別・有価化を中心とした量の削減を行っている。 						
特記事項	代表者の変更：取締役社長 村尾 修 → 取締役社長 阿部 貴志						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。